（様式第４号）

## □不利益処分の処分基準

| | | |
|---|---|---|
| 部課室等名 | | 経済部　経済政策課 |
| 不利益処分名 | | 特定物象量の表記の抹消 |
| 根拠法令 | | 計量法 |
| 根拠条項 | | 第１５０条第１項 |
| 連絡先 | | （電話　６２１－５２２５　） |
| 処分基準 | 基準 | （特定物象量の表記の抹消）<br>第１５０条　都道府県知事又は特定市町村の長は、第１４８条第１項の規定により、その職員に、特定物象量が表記された特定商品を経済産業省令で定めるところにより検査させた場合において、その特定物象量の誤差が量目公差を超えるときは、その特定物象量の表記を抹消することができる。<br>２　【略】 |
| | 参考事項 | 徳島県の事務処理の特例に関する条例第２条第２項の規定による事務の権限委譲。 |
| | 設定等年月日 | 平成２６年　８月　１日設定（平成　　年　　月　　日最終変更） |